

自治体名	意見No	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行 システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
横浜市	1	13.面接記録票	全体	項目追加	「医療受診状況」の入力項目を追加してほしい。	・世帯概要を把握する上で必要なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの医療受診状況を記載するための欄を用意しました。
町田市	2	13.面接記録票	医療	項目追加	「医療に関する内容(病状・通院先・医療費・自立支援医療証の有無)を記述する欄を追加してほしい。	・保護を受けようとする人の生活状況を把握するために必要なため。	負債と扶養義務者の間に該当の項目欄を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの医療受診状況を記載するための欄を用意しました。
新宿区	3	13.面接記録票	項目追加	項目追加	相談者の通院先と傷病の状況を記載する欄を設けてほしい。また、世帯員ごとに記載できるようにしてほしい。	保護開始後の医療券対応や、障害年金の裁定請求の際の初診日を確認する際など、様々な場面で想定されるため。	「相談内容」と「他法」の間あたりに記載欄を設ける。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの医療受診状況を記載するための欄を用意しました。
町田市	4	13.面接記録票	その他収入	項目追加	「保険・年金・手当に加えて「その他収入」を追加してほしい。	・仕送り等のその他収入があるケースが想定されるため。	他法欄の下に「その他収入」の項目を設ける。	あり。「収入」という項目で自由記述する欄あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの収入を記載するための欄を用意しました。
新宿区	5	13.面接記録票	項目追加	項目追加	収入の状況についての記載欄を設けてほしい。また、世帯員ごとに記載できるようにしてほしい。	就労収入のある相談者からの保護申請が容易に想定されるため。	別途、収入の記載欄を設けるか、もしくは「他法」の項目のついでに記載欄を設ける	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの収入を記載するための欄を用意しました。
町田市	6	13.面接記録票	就労状況・就労収入	項目追加	・世帯構成の項目に就労状況及び就労収入を追加してほしい。	・就労による収入が保護要否判定に影響するため。	年齢欄と備考欄の間に就労状況を入力する欄を設ける。	就労について自由記述する欄あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの収入を記載するための欄を用意しました。
泉大津市	7	13.面接記録票	世帯構成	項目追加	病名、通院先、手帳取得情報、介護、難病、仕事先や通学先等、各世帯員がどのような状況にあるのか記載できる箇所がほしいです	当市では、世帯員厚生の備考欄に記載していますが、この備考欄が狭すぎて記載できる気がしません。。。	世帯員構成の欄の下にあらたに、職業、学歴・心身の状況を記載する項目を用意してもらえたら助かります	実装あり	項目は「備考」を使っているので「実装あり」にはしますが、職業や学歴を個別に記載する欄は実装していません。	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯員ごとの収入を記載するための欄を用意しました。 ・医療受診状況と同じ介護サービスの受給状況も、世帯員ごとに記載するための欄を用意しました。
横浜市	8	13.面接記録票	他法	項目追加	「他法」に手帳情報の入力項目を追加してほしい。	・世帯概要を把握する上で必要なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、他法において、障害情報という項目で、障害者手帳情報を記載するための欄を用意しました。
町田市	9	13.面接記録票	他法	項目追加	・障害の項目を追加してほしい。	・障害者加算の認定に際して、障害者手帳の情報を把握しておく必要があるため。	他法欄に「障害者手帳等」の項目を追加する。	あり。「障害」という項目で自由記述する欄あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、他法において、障害情報という項目で、障害者手帳情報を記載するための欄を用意しました。
横浜市	10	13.面接記録票	扶養義務者	項目追加	「扶養義務者」欄に連絡先、続柄の入力項目を追加してほしい。	・世帯概要を把握する上で必要なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、扶養義務者の続柄を記載できるようにしました。
泉大津市	11	13.面接記録票	扶養義務者	項目追加	続柄を追加してほしい	どうい関係の人か記録できないので		実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、扶養義務者の続柄を記載できるようにしました。
仙台市	12	13.面接記録票	保護を受けようとする人	項目追加	「過去の相談日」及び「前回相談日」を追加してほしい。	面接に際して過去の相談履歴を参照する必要があるため。		実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、過去の相談履歴の参照の必要性が把握できないため、意見を反映しておりませ
横須賀市	13	13.面接記録票	保護を受けようとする人	項目修正	「保護を受けようとする人(世帯主)」と表記してほしい。	他の世帯員は「世帯構成」に記載されていることが分かりやすくなると思ったため。	「保護を受けようとする人(世帯主)」と表記してほしい。	実装なし		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、保護を受けようとする者が、世帯主以外の可能性も想定しているため、意見を反映しておりません。 ・世帯外の娘が、世帯の妻のみを生活保護の対象として、相談に来所するような事例も想定しております。
町田市	14	13.面接記録票	介護	項目追加	・介護に関する内容を記述する欄を追加してほしい。	保護を受けようとする人の生活状況を把握するために必要なため。	負債と扶養義務者の間に該当の項目欄を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、介護サービスの受給状況も、世帯員ごとに記載するための欄を用意しました。
横浜市	15	13.面接記録票	全体	項目追加	「介護等サービス利用状況」の入力項目を追加してほしい。	・世帯概要を把握する上で必要なため。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、介護サービスの受給状況も、世帯員ごとに記載するための欄を用意しました。
泉大津市	16	13.面接記録票	急迫状態	項目修正	「預貯金・現金の保有状況が資産の欄と重複していますでしょうか？もしくは違った内容を記載する欄でしょうか？」	項目重複でしたら、資産の欄から削除してもよいかと思えます	資産の欄に現金や預金の欄は実装しなす			レイアウトへ意見を反映済み	・意見の通り重複している項目であるため、削除いたします。
新宿区	17	13.面接記録票	緊急処理の必要性	その他	緊急処理とは具体的にどのような事例を想定しているのか知りたい。	1～2日中に処理を要する場合には、記載欄は不要ではないか。	「〇月〇日までに処理を要する」といった記載の仕方であれば、必要であると思われる。			意見を反映しない	単一の自治体からの意見であり、項目削除の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。 ・面接当日においての保護開始の決定処理が必要な場合を想定しています。
町田市	18	13.面接記録票	国籍	項目修正	・項目表示位置を変更してほしい。	・基本的な情報項目を左側に集約したほうが見やすいと思われるため。	年齢欄と備考欄の間に国籍欄を移動する。	なし。		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、視認性には大きく影響しないと判断したため、意見を反映しておりません。
新宿区	19	13.面接記録票	資産	項目追加	デジタル資産の記載欄を設けてほしい	今後はデジタル資産(電子マネー、暗号資産等)の利用が増えることが想定されるため。	「預貯金」の下に欄を設ける。			意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、電子マネーや暗号資産も預貯金等の欄に記載することで対応が可能と想定しているため、意見を反映しておりません。
仙台市	20	13.面接記録票	制度の説明、面接結果	レイアウト	表面の「保護歴」の上に配置してほしい。	項目として重要であり、視認しやすいレイアウトにする必要がある。		実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、視認性には大きく影響しないと判断したため、意見を反映しておりません。
新宿区	21	13.面接記録票	他法	項目追加	記載欄を増やしてほしい。また、世帯員ごとに記載できるようにしてほしい。	「保険」「年金」「手当」以外にも他法に該当するものが想定されるため。(自立支援医療、障害者手帳、各種社会保険制度等)	記載欄を細分化して設ける。	実装あり		意見を反映しない	・複数の自治体から同様の意見があったことから、他法の収入項目や金額等について、確認できるように、世帯員収入状況の収入種別を追加しております。
泉大津市	22	13.面接記録票	他法・資産・負債	レイアウト	ばっかりと1項目で書ききらず、「金額」「有無」「フリ」記載ができるように欄を分けられないでしょうか？	該当区分を記載するようになっていますが、欄を記載する箇所とその内容(例えば保険会社の名前とか、受給中なのか、手帳番号なのか等)を記載できるようにしてほしいです。	実装あり			意見を反映しない	・複数の自治体から同様の意見があったことから、他法の収入項目や金額等について、確認できるように、世帯員収入状況の収入種別を追加しております。 ・他法の内訳(受給中なのか、手帳番号なのか等)については、単一の自治体からの意見であり、追加の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
町田市	23	13.面接記録票	保護の実施機関	項目追加	・保護歴の項目に保護の実施機関を追加してほしい。	・保護を受けようとする人の生活状況を把握するために必要なため。	保護の期間の右側に該当の項目欄を追加する。	保護歴について自由記述する欄に実施機関も併せて入力している。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、保護の実施機関について、記載する欄を用意しました。
東大阪市	24	13.面接記録票	保護期間	その他	複数の期間、保護の実施機関を記入できるようにしてほしい。	保護期間は3週間程度記入できるようにしていきたい。また、期間だけでなく実施機関もテキスト入力できるようにしていきたい。	保護期間の枠追加。実施機関の追加。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、保護の実施機関について、記載する欄を用意しました。
泉大津市	25	13.面接記録票	面接員	レイアウト	2人記載できるようにしてほしいです。	当市では2人で相談にあたる人が多いです	2人分記載できるようにする	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、面接相談員を2名用意しているのは、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。
泉大津市	26	13.面接記録票	面接員所見	その他	面接員所見と備考欄がごちゃごちゃしてどうかと思いますがいかがでしょうか。	当市で使用している様式では備考欄がなく、一方で、面接員所見に記載する内容が無いので、備考に記載するような内容を備考に記載して使っていました。		実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、現状使用しているレイアウトに備考欄が用意が無く、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。

新宿区	27	13.面接記録票	面接結果/申請意思	レイアウト	「面接結果」と「申請意思」の違いについて	「面接結果」に申請の有無を書くという認識だが、その場合には「申請意思」の欄に記載する内容と重複するのではない。	左記のとおりであれば、「申請意思」のオプションは不要と思われる。			意見を反映しない	・面接結果には、面接担当が面接した結果(保護が必要である・保護が不要である・他の制度を案内等)を記載することを想定しています。 ・面接結果として、面接担当が生活保護は不要と判断しても、相談者が保護の申請を行う場合も想定しておりますので、申請意思の項目を削除する意見は反映していません。
町田市	28	13.面接記録票	来訪者の電話番号	項目追加	・来訪者の電話番号を項目として追加してほしい。	・来訪者への連絡が必要になった時のため。	保護者との関係欄の右側に該当の項目欄を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・単一の自治体からの意見ですが、実務上の観点から、面接終了後に来訪者に追加確認を行う場合を想定し、意見を反映しました。
横浜市	29	13.面接記録票	交付書類	項目追加	・交付書類だけでなく、受理書類の入力項目も追加してほしい。	・申請受理となった際に受理した書類のチェックも必要のため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、面接相談の際には、書類を受理する運用は想定していないことから、意見を反映していません。 ・保護の開始を判断するための書類等は、保護申請の際に、保護申請書と併せて提出する運用を想定しています。
横浜市	30	13.面接記録票	全体	項目追加	・備考欄について、各項目ごとに設けるようにしてほしい。	・項目ごとに補足を入力するほうがわかりやすいため。	意見のとおり	実装あり(各項目ごとに補足の記入スペースあり)		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、備考欄は面接記録票でカバーしきれない内容について、自由記述の欄として想定していますので、意見を反映していません。
横浜市	31	13.面接記録票	相談内容	項目追加	・「相談内容」に相談回数を入力項目を追加してほしい。	・過去の相談履歴など経過を把握する上で必要のため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、過去の相談履歴などの経過を把握することの必要性が判断できなかったため、意見を反映していません。
横浜市	32	13.面接記録票	面接結果	項目追加	・面接結果に相談経路の入力項目を追加してほしい。	・世帯概要を把握する上で申請経路の把握が必要のため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、申請経路の項目の必要性が判断できなかったため、意見を反映していません。 ・また、申請経路とは、世帯内の者もしくは世帯外の者のいずれから申請があったかを、記録するものと認識しております。どなたから保護の申請があったかは、保護申請の段階で把握する情報と認識しております。
東大阪市	33	13.面接記録票	面接担当所見・緊急の必要性以外のオプション項目	実装区分変更	・緊急処理の必要性以外は必須とするべきではないか。	・当該項目は、生活保護法施行細則の様式第1号「面接記録票」でも備えられている項目であったり、面接相談時の情報として確認・保持が必要な項目であり、帳票印字も必要だと考える。	面接担当所見・緊急の必要性以外のオプション項目を必須へと変更する。	同様の項目を、システム管理項目として備えているもの、自由記載欄に項目を初期印字しており記載しているもの、などの方法を確保・保持している。		意見を反映しない	・ベンダの帳票サンプルにおいて、過半数に実装されている項目を必須項目として整理しておりましたが、内部帳票の項目は実務上不可欠のものと認識しました。 ・レイアウトを定める内部帳票については、システム印字項目を全て必須に変更しました。
東大阪市	34	13.面接記録票	相談内容/面接員所見/面接結果/備考	レイアウト	相談内容→面接員所見→備考→面接結果の順番でレイアウトしてほしい。	相談内容(なぜ相談に来たのか)→面接員所見(対応内容)→備考(追加があれば→面接結果(結果どうだったのか)の流れの方がどのような面接であったかが把握しやすい。 1頁目の下部に相談内容の項目、2頁目の上部に面接員所見、面接結果でも良いと考える。	レイアウトを一部変更する。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、視認性には大きく影響しないと判断したため、意見を反映していません。
横浜市	35	13.面接記録票	相談内容	レイアウト	・「相談内容」欄のレイアウト上は1行程度となっていますが、これは入力内容に応じてスペースが増えるという認識でよいでしょうか。	・他の項目では記載できない相談に至る経過などの内容を入力するにはレイアウト上のスペースでは足りないため。		実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
柏市	36	13.面接記録票	面接内容	レイアウト	面接内容は重要なので、〇〇字は最低でも入るようにレイアウトを整えてほしい。	画面上は見ても印字して確認することも多いので印字出来ないと帳票として意味をなさない	面接内容の文字数は最低〇〇字とする。	実装なし		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	37	13.面接記録票	相談内容及び相談理由	項目修正	相談内容及び相談理由の記載欄で1ページ程度の記載スペースを設けてほしい。	現状の帳票レイアウトでは、数字程度しか記載できないため。	左記のとおり	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	38	13.面接記録票	項目削除	項目削除	世帯員が複数いない場合には、出力時に印字されないようにしてほしい(世帯員の欄)	空欄部分が多くなるのが想定されるため	左記のとおり			帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
仙台市	39	13.面接記録票	相談内容、相談理由	レイアウト	記述欄の幅を広くしてほしい。	相談内容等を詳述する必要があるため。			実装あり	帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
泉大津市	40	13.面接記録票	世帯構成	レイアウト	世帯員数が少ないのですが増やせるでしょうか?	当市では10名分記載欄があります。	7~8名くらいはあれば助かると思います	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
泉大津市	41	13.面接記録票	相談内容	その他	項目の量が少ない	現状使用しているレイアウトよりも欄が小さいのですが、現状でも足りていない状況ですので、今回提示されたレイアウトでは確実に足りなくなるかと思われます。	他法以下を次ページに記載する	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票の記載欄に関して、複数自治体から意見があるため、帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	42	13.面接記録票	資産	項目追加	「保険」の項目は生命保険を想定しているという解釈で間違いないか?	左記のとおり				質問への回答	・生命保険以外に、共済保険や傷害保険、火災保険等も保険に含むものとして想定しています。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
横浜市	1	14.ケース記録票	全体	レイアウト	・決裁欄については記録の記載箇所の直下などに任意に設定できるようにしてほしい。	・(案)のような形式だと、いつの記録に対しての決裁なのか不明なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、決裁欄については、記録年月日ごとに決裁が出来るように修正しました。
柏市	2	14.ケース記録票	決裁欄の配置	レイアウト	ケース記録は、毎日に決裁が必要	ケース記録は、都度記載し、決裁に回すもので、ページ毎での決裁はしない。1ページ毎の決裁になるとページだけ増えてしまうので、記録日の下に決裁が来るようにしてほしい(柏市実装中)	ケース記録は、毎日に決裁欄を設ける。	実装あり		意見を反映する(オプション機能)	・複数の自治体から同様の意見があったことから、決裁欄については、記録年月日ごとに決裁が出来るように修正しました。
新宿区	3	14.ケース記録票	決裁欄	レイアウト	記録年月日ごとに決裁欄を設けてほしい	現行業務では、記録年月日ごとに決裁を行っているため。	左記のとおり			意見を反映する(オプション機能)	・複数の自治体から同様の意見があったことから、決裁欄については、記録年月日ごとに決裁が出来るように修正しました。
仙台市	4	14.ケース記録票	決裁欄	レイアウト	各記録ごとに決裁欄を設けていただきたい。	記録については、訪問や収入認定等、その都度決裁を受ける必要があると思われるため、記録ごとの決裁欄が必要と考える。	「記録年月日」記録内容の1行ごととその下部に決裁欄を設ける。	実装なし		意見を反映する(オプション機能)	・複数の自治体から同様の意見があったことから、決裁欄については、記録年月日ごとに決裁が出来るように修正しました。
東大阪市	5	14.ケース記録票	決裁欄	レイアウト	・記録ごとに決裁欄を必要とするのではないかと。	・ケース記録は記録ごとに決裁を要しており、その記録の回読時点で決裁を行っている。1ページ一つでは時点での決裁の確認ができないと考える。	・記録ごとに決裁欄を設ける。 ・決裁欄が標記できるスペースを作る。	記入済のケース記録をプリンタに手差しで給紙し、印刷の際に何行目から当該記録を挿入するか調整できるため、決裁欄のスペースを確保して印刷ができる。 (電子決裁を活用し、記録ごとに印刷を行わない想定であれば使い方は変わってくると思われるが、それでも記録ごとの決裁は必要なのではないかと。)		意見を反映する(オプション機能)	・複数の自治体から同様の意見があったことから、決裁欄については、記録年月日ごとに決裁が出来るように修正しました。
柏市	6	14.ケース記録票	ケース番号、世帯主欄	項目修正	ケース番号のみを特外どこかにあれば良い	ケース記録の紙だけでどこかに提出するようなことはないので、各ページに世帯主名は不要。記録スペースを増やした方が良い。ケース番号のみが特外であれば識別可能	ケース記録は、特外にケース番号のみ記載する。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、世帯主氏名を削除する必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
町田市	7	14.ケース記録票	訪問区分	項目追加	・記録年月日と記録内容の間か、記録年月日の下に訪問区分の欄を追加してほしい。なお、訪問不在についてはチェックボックスにて管理してほしい。	・訪問実績がどのような形で登録・管理されるか不明瞭であるため、現行システムにおいてはケース記録作成時に選択した訪問区分を参照して訪問実績を出している。	入力画面で選択項目として「定期訪問」「臨時訪問」「新規調査訪問」を追加し、選択されたものを表示。入力画面に訪問不在のチェックボックスを設け、チェックされた際は選択項目+(不在)といった表示を行う。	あり。		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、ケース記録作成時に選択した訪問区分を参照して、訪問実績を算出する運用は、自治体の独自運用と認識したため、意見を反映していません。
仙台市	8	14.ケース記録票	全体	レイアウト	罫線にこだわったレイアウトは不要である。	電子処理を前提とする以上、もはや手書きを前提とした罫線の設定は、無用なレイアウト調整等の工数を生ずるのみであり不要である。		実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・決裁欄の移動に併せて、ケース記録の罫線のレイアウトを変更しました。
三鷹市	9	14.ケース記録票	記録内容	レイアウト	事務局案の1決裁当たりの領域を規定するような罫線は作業効率を著しく低下させるリスクが高い。各ペーパー一枚サンプルのように、単に罫線、もしくは罫線なしで、件当たりの入力領域を制限するがユーザーインターフェイス及び出力帳票形式は望ましくないため再考願いたい。	訪問調査記録、扶助費算定の為の収入認定変更、一時扶助計上等々多岐に渡り、その記録内容(データ容量)は千差万別であることから、用紙における左右幅の規定は当然に必要であるが、縦方向の1件当たりの入力については制限を一切入れるべきではなく、それを想起させるグラフィックもやめてもらいたい。	事務局案以外は問題なし	実装	レイアウトへ意見を反映済み	・決裁欄の移動に併せて、ケース記録の罫線のレイアウトを変更しました。	
三鷹市	10	14.ケース記録票	記録内容	レイアウト	上記理由を踏まえ、決裁区分がA4用紙という物理的媒体に大きく依存した概念のまま、用紙(?)の下部に配置されることは、ナンセンスに近い。	1案件ごとに決裁か、訪問一申請受理一実地調査結果精査(判定)→支給決裁(意思決定)という一連のプロセスを日付ごとに区切りつつ記載して、その流れの締めくくりに決裁欄を配置かは、ユーザーに委ねてほしいので、罫線レイアウトで1提案、別紙で決裁区分のサンプル記載でオプション設定という内容にしていきたい。	事務局案以外は問題なし	実装	レイアウトへ意見を反映済み	・決裁欄の移動に併せて、ケース記録の罫線のレイアウトを変更しました。	
東大阪市	11	14.ケース記録票	全てのオプション項目	実装区分変更	全てのオプション項目について、必須とするべきではないかと。	・帳票の管理、事務誤りの軽減などを鑑みて、必須とするべきだと考える。	全てのオプション項目を必須へと変更する。	ケース番号、世帯主名に關しては、印字スペースは狭いものの確保されている。決裁欄は印刷しておらず、空きスペースに押印している。		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見ですが、実務上の観点から、面接終了後に来訪者に追加確認を行う場合を想定し、意見を反映しました。
横浜市	12	14.ケース記録票	全体	レイアウト	・レイアウト上は記録年月日ごとに線で区切られていますが、これは入力内容に応じてスペースが増えるという認識でよいでしょうか。	・相談記録の量はその時々で異なるため、もしスペースが増えないようであれば、そもそも線を消してほしい。	意見のとおり	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	13	14.ケース記録票	枠	レイアウト	・記載量に応じて、枠が拡大するようにしてほしい。	枠線が固定されていると、同じ項目にもかかわらず、別の枠に飛んでしまい、視認性が下がるため。	文章量に応じて枠が拡大するように設定する。	実装あり(ただし、そもそもケース記録に、紙面全体を覆う一重の四角の線以外の枠線はない。)		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	14	14.ケース記録票	記録内容	レイアウト	文字数に応じて記載欄を拡張できるようにしてほしい。また、文字数の制限がある場合には、制限なく入力できるようにしてほしい。	文字数が多くなることが想定されるため。	左記のとおり			帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
東大阪市	15	14.ケース記録票	決裁欄	レイアウト	・記録1回分毎の印刷可能な幅は可変式なのか否か。	・可変式でない場合、記録毎に文字数の調整を必要としてしまう。	・文字数に応じて幅が可変する。	上で記載したように、差し込み印刷時に印刷開始位置の指定ができるため、課題とならない。		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
横須賀市	16	14.ケース記録票	記録年月日及び記録内容	その他	【質問】欄ごとの高さが同じようになっているが、記入分量によって高さが変わるのか、それとも一定量を超える次の欄に移るのか。		—	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・各枠線は記入した分量に応じて、枠線が可変となる想定ですので、印字編集条件で、可変が可能となることを確認し対応する予定です。
泉大津市	17	14.ケース記録票	記録年月日	レイアウト	このレイアウトは、1Pに1つの記事を記載するデザインになっていると認識しています。当市では、1Pに何日分かの内容を記載するデザインになっているので、もしこのレイアウトに変更されれば、印刷量が増し、ただでさえ分厚いケースファイルがより分厚くなると思うのですが、今後電子化されることを考えれば問題ないかと思えますし、むしろ1記事ごとに決裁をまわせるのでやりやすいと思います。			実装あり	質問への回答	・他の自治体からの意見に基づき、レイアウトを変更しております。改めて新しいレイアウトをご覧いただき、意見をお聞かせください。	

横須賀市	18	14.ケース記録票 記録年月日及び記録内容	その他	【質問】ケース記録を紙で管理する場合、どのように印刷されるのか。	ケース記録は、例えば、1行や2行で完結する記録を印刷及び決裁することがあります。その場合に、後日、次の記録を印刷するときは、手差し印刷で先日決裁した記録の下に印字します。今回の帳票だと、手差し印刷を想定していないように感じます。それが、手差し印刷をせずに印字する方法があるのでしょうか。そのあたりの運用方法を教えていただきたいです。	ペンダA～Dのケース記録表どれかに合わせたほうがいいと思います。	実装あり		質問への回答	・作成したケース記録票を決裁後に、余ったスペースに記録を追加で入力し、手差し印刷を行うような運用は想定しておりませんでした。 ・レイアウトの枠線を削除し、決裁欄の位置を、記録の下部に配置することで、追加入力した記録ごとに決裁が行えるように修正しました。
横須賀市	19	14.ケース記録票 記録年月日及び記録内容	その他	【質問】決裁区分欄は、1ページごとに決裁する想定か。	—	—	実装あり		質問への回答	・決裁は1ページごとで行う想定でしたが、各自治体の運用を踏まえて、記録の入力用の枠線と決裁欄を修正しました。

自治体名	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行 システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
町田市	38 扶養義務者台帳	調査省略	項目追加	・扶養調査を省略する場合があります。調査省略の有無と省略事由に関する項目を追加してほしい。	・扶養調査については社会的に注目度が高いため慎重に決定すべきと考えます。扶養調査に関する周知等を加味し、記録する項目に過不足が無いよう、要件定義すべきと思います。				レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、扶養調査を省略する場合に対応するため、世帯員における扶養調査の実施要否を入力する箇所を設けました。 ・また、扶養調査を実施対象の世帯員の扶養義務者について、既に亡くなったいる場合や、若年者である場合を想定し、扶養義務者における扶養調査の対象要否を入力する箇所を設けました。
新宿区	38 扶養義務者台帳	照会の要否	項目追加	・扶養照会の要否について記載できる欄を追加してほしい。	扶養照会をしない事由がある場合には、扶養照会を行わないが、要否について記載できない場合は、理由なく照会していないかどうか判断がつかない為。	「住所」と「扶養調査日」の間に「照会要否」の列を設ける。	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、扶養調査を省略する場合に対応するため、世帯員における扶養調査の実施要否を入力する箇所を設けました。 ・また、扶養調査を実施対象の世帯員の扶養義務者について、既に亡くなったいる場合や、若年者である場合を想定し、扶養義務者における扶養調査の対象要否を入力する箇所を設けました。
三鷹市	38 扶養義務者台帳	扶養調査日	項目追加	事務局案に全く無い項目なので、敢えて「調査日欄」に項目追加」をセレクトしましたが、照会の可否判定結果ないし、照会の要否判定結果という項目を追加願いたい。	戸籍を洗い、所在・状態・関係性を補足することは必須である一方で、扶養照会ができない世帯、してはいけない係属を持つ世帯も存在することから、氏名から住所までを記載しつつそこから右側の項目がブランクの世帯のためには、調査日の左側に「調査を実施するか否か」を判定した結果を記載する欄を設けてもらいたい。 これは、監査側面から言っても、読み込みの中間地点で照会実施の可否検討の結果が明記されることで、回答結果がブランクであったとして、それが実装済・無効でないことを理解しやすくなり、事務効率向上にも寄与すると思われるため。	扶養調査日欄を二段にして、実施判定→実施の場合の実施年月日という構造にできるように設計して、全て扶養照会実施という事務所や、「扶養調査を実施しないことを決定した日＝扶養調査日」と読み替える事務所にも配慮した設計にするのはどうか？	実装	紙時代の世帯台帳表紙群(A4サイズ7枚相当)の使用を止め、ペーパーレス化がより推進され、システム画面上での帳票確認が増えるのであれば、画面上で帳票を見ながらなんらかの処理をする事が多くなる。その際、原則的に縦型帳票なのであれば、UI上、また運用上の使用想定が行いやすくなり、事務誤りの軽減に効率化に寄与すると考える。	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、扶養調査を省略する場合に対応するため、世帯員における扶養調査の実施要否を入力する箇所を設けました。 ・また、扶養調査を実施対象の世帯員の扶養義務者について、既に亡くなったいる場合や、若年者である場合を想定し、扶養義務者における扶養調査の対象要否を入力する箇所を設けました。
新宿区	38 扶養義務者台帳	備考欄	項目追加	・備考欄を追加してほしい。	例えば、DV加害者であるため照会禁止などの重要情報を記載しておくことで、誤って照会してしまう危険を避けることができる。	ケース番号等が書かれる行と、本文の行の間の余白を拡大させ、そこに「備考欄」を設ける。	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・単一の自治体からの意見ですが、実務上不可欠の内容と判断し、当世帯がDV世帯に該当するか否かを記載する欄を設けました。
新宿区	38 扶養義務者台帳	扶養調査日及び回答年月日	項目追加	・扶養義務者ごとの調査日及び回答年月日の記載欄を増やしてほしい。	複数回扶養調査を行うことが想定されるため。	下線で区切って記載欄を増やす。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・単一の自治体からの意見ですが、業務を円滑に行うために、複数回の調査への対応は不可欠と判断し、レイアウトを変更しました。
新宿区	38 扶養義務者台帳	レイアウト	レイアウト	・縦型の帳票にしてほしい。	紙ベースで縦った際の視認性が下がるため	縦型のレイアウトで統一する	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、レイアウトを縦型に変更しました。
東大和市	38 扶養義務者台帳	帳票の向き	レイアウト	・縦型帳票にできるなら変更したい。	・レイアウトが確定している横型の帳票もあることから現実的ではないと考えますが、今後ペーパーレス化がより推進され、システム画面上での帳票確認が増えるのであれば、画面上で帳票を見ながらなんらかの処理をする事が多くなる。その際、原則的に縦型帳票なのであれば、UI上、また運用上の使用想定が行いやすくなり、事務誤りの軽減に効率化に寄与すると考える。	・A4縦にレイアウト変更する。	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、レイアウトを縦型に変更しました。
横浜市	38 扶養義務者台帳	全体	項目追加	・扶養義務者台帳は具体的にどう利用の仕方を想定しているのでしょうか。扶養照会の回答結果の確認のみであればこの内容でよいですが、扶養義務者との関係性など、聴取内容も含めて扶養義務者全般の記載をする帳票であれば記載できる欄を追加してほしい。	・扶養義務者全般の記載をする帳票だとすると記載欄が足りないため。本市ではこの帳票の利用をしていないため、運用方法がわからない。帳票詳細要件でも読み取ることができないため判断ができません。	意見のとおり	実装あり(未使用)		質問への回答	・本帳票については、扶養調査の結果から得られた情報を記載する台帳として使用することを想定しております。 ・日々の訪問業務や電話対応等、被保護者から聴取した、扶養義務者との関係性等を記載する運用は想定しておりませんでした。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行 システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
横浜市	1	44-一時扶助決定 調書	民生委員	項目削除	民生委員の項目は不要と思われる。	・保護決定調書にも記載なく、揃えるべきと考える。開示対象の資料 もあり、民生委員氏名までは調書に記載する必要はない。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、民生委員 の項目は削除としました。
仙台市	2	44-一時扶助決定 調書	民生委員	項目削除	民生委員の項目は削除していただきたい。	民生委員は一時扶助決定に関与しないため、氏名の記載が不要と 思われるため。 なお、保護開始時や保護廃止時等に民生委員に通知を送付するた め、システム内に民生委員の情報登録を必要があることから、 詳細要件に記載されているような氏名未設定によりフランクとする対応 は適さないものと思われる。		実装なし		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、民生委員 の項目は削除としました。
横浜市	3	44-一時扶助決定 調書	全体	項目追加	併給、単給の区分を追加してほしい。	・保護決定調書にも項目あり、揃えるべきと考える。決裁時の世帯状 況の確認のため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、保護決定 調書と記載項目を揃えるために、併単区分を追加しまし た。
町田市	4	44-一時扶助決定 調書	併単区分	項目追加	・併単区分の項目を追加してほしい。	・保護決定調書と表示項目を合わせたいため。	労働力類型と地区名の間に該当の項目 を追加する。	なし。		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、保護決定 調書と記載項目を揃えるために、併単区分を追加しまし た。
町田市	5	44-一時扶助決定 調書	ケース格付	項目追加	・ケース格付の項目を追加してほしい。	・保護決定調書と表示項目を合わせたいため。	世帯類型と費用区分の間に該当の項目 を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、保護決定 調書と記載項目を揃えるために、ケース格付を追加しまし た。
横浜市	6	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	一時扶助を支給する対象の世帯員氏名を追加 してほしい。	・誰に対して決定した一時扶助が判断できないため(例えば教材代など 、該当する世帯員の特定が調書ではできないため)。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯概 況を追加し、一時扶助の支給対象者の状況が分かるよう にレイアウトを修正しました。
新都区	7	44-一時扶助決定 調書	世帯の概況	項目追加	その世帯の「世帯員氏名」「続柄」「生年月日」 「性別」「生活基準の種類」「最地」「一類費金 額」「半年」「学校」等の基本項目を追加してほ しい	世帯の概況が分からないと、支給が適正かどうか判断しにくい ため	「一時扶助支給の理由」と「一時扶助認 定・支給方法欄」の間に、左記項目を 追加する。(この様式自体にかなり余白が あるので、紙幅が足りないということはない と思います。)	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、世帯概 況を追加し、一時扶助の支給対象者の状況が分かるよう にレイアウトを修正しました。
横浜市	8	44-一時扶助決定 調書	全体	項目追加	世帯分離の有無を追加してほしい。	・決裁時の確認のため(世帯の誰の一時扶助の決定か、間違えない よう確認するため)。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、世帯分離の項目の追加 の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しており ません。
横浜市	9	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	回数を追加してほしい。	・通院交通費など支給額の決定上の確認に必要なため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、支給回数の項目の追加 の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しており ません。
東大阪市	10	44-一時扶助決定 調書	支払区分	項目追加	定例払い、随時払いの区別ができない。	支給時期の認識誤りが起こる可能性がある。現在、決定調書上で確 認を取っている。	項目を追加する。	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・支給方法には、「定例支給」「随時支給」が表記されるよう に印字編集条件を設定しております。
東大阪市	11	44-一時扶助決定 調書	支給先	項目修正	金融機関、支店、口座名義、口座番号等の情 報がわからない。	送金先の間違いを防ぐため、現在決定調書上で確認取っている。	口座情報が分かるようにしてほしい。	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・保護決定調書でも同様の意見があったことから、意見を 反映しております。
横浜市	12	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	充当額を追加してほしい。	・支給額の決定上の確認に必要なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・保護決定調書でも同様の意見があったことから、意見を 反映しております。
横浜市	13	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	(差引)扶助額を追加してほしい。	・支給額の決定上の確認に必要なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・保護決定調書でも同様の意見があったことから、意見を 反映しております。
横浜市	14	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	遅延理由を追加してほしい。	・決定が遅延した際の理由の確認のために必要なため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、遅延理由の項目の必要 性について判断が出来ないため、意見を反映しておりませ ん。
横浜市	15	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	起案者を追加してほしい。	・担当者とは別の職員が起案をすることがあるため、起案者の特定 のために必要なため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、起案者項目の必要性に ついて判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
横浜市	16	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	起案番号を追加してほしい。	・開始以降の起案番号をとることで、これまでの起案に漏れや不備が ないか確認できるようにしておく必要があるため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、起案番号の項目の必要 性について判断が出来ないため、意見を反映しておりませ ん。
新都区	17	44-一時扶助決定 調書	世帯主氏名	項目追加	カナ氏名を追加してほしい。	カナが無いと判断できない場合があるため	世帯主氏名の上部にフリガナを書く。	実装あり		レイアウトへ意見を 反映済み	・保護決定調書においても同様の意見があったことから、 一時扶助決定調書と保護決定調書においては、共通して 世帯主フリガナを追加しております。
新都区	18	44-一時扶助決定 調書	一時扶助認定・支給 方法欄	項目追加	一時扶助を支給する対象者名(「」の項目を 記載し、対象者を示す番号を追加する形 でもよい。」「続柄」か否かを示す区分。「姓」 年月、「件数」支払先施設情報)がほしい	一時扶助を支給する対象者が分からないと適正な支給が判別 できない。 ・支払先施設が無いと、例えば更生施設に支払う場合に適正な設定 が行われたかの確認ができない。 ・「件数」の記載がないと、適正な件数が入力されたのか把握できず、 ひいては統計数字の信頼性が棄損する。 また左記の項目が無いと、事務処理が適正に行われたかの確認が 困難。	「」の項目を記載したうえで、「世帯主氏 名」の左に「番号」を記入し、「一時 扶助認定・支給方法欄」の「No」の意味 を、当該対象者を示す番号という意味で 活用すればいいと思われる。「支給方 法」「支給先」「支給予定年月日」は共通 情報欄と認識しているため、「一時扶助認 定・支給方法欄」からは削除して、別「項 目」を作って記載すればいいのではない か。(余白が多いので可能だと思います)	実装あり		帳票詳細要件へ意 見を反映済み	・意見における、「支払先施設」については、支払先として 選択できることが必要と判断したため、印字編集条件で選 択可能ように修正を行いました。
三鷹市	19	44-一時扶助決定 調書	「一時扶助認定・支給 方法欄全体」	その他	1回の決定で9件の扶助支給の意思決定可能 な作りであるが、数を減らすことは非合理的か 議論してもらいたい。	認定した扶助は全て支給決定通知にも項目別に「決定内容」として告 げられるべきであり、決定調書(起案)と支給通知書(結果)は、配置 こそ違えど内容の同一性が保障されるべきであることは論を待たない が、この件数を一括決裁して、適正な配置で受給者に告知可能な支 給決定通知が構築できるのか疑問を持つ。非常に遅くかつ、密度の 濃い通知となることが予想されるが、支給決定通知は行政の内部で 円滑に回されるためではなく、受給者本人に決定された内容を正確 かつ容易に理解して頂くための物であるから、その出口を見据えて 意思決定という入口の帳票の議論をするべき。決定調書の内容を一回 一回決定できる扶助の量であり、ここまで大量の処理領域を一回の 一時扶助入力作業に委ねることは、適宜適正な事務処理に対して遅 延・滞留・一括処理・算定誤りを引き込む要因になると危惧する。	1回算定当たりの処理件数は3〜7が適 正と感じている。 同様の費目(毎月の交通費・おむつ等) は「医療移送支給1〜4月分」などを含 めて案件で処理する遅延の改善も 用いることから、やみくもな項目の大量 量化には反対したい。毎月支給決定しな いと経理処理に影響するといふ指摘も 想定しているが、逆に事務局案のような 多段階化による1決裁当たりの処理件数大 量化こそ、月ごとの処理を無理だと見 越した設定だとも言えると思われる。	実装		意見を反映しない	当所は3件/1回処理のシステムだが、紙 媒体での見かけ上は3件でも、実際の処理 は3件×3枚相当の一回の決裁で運用し ており、問題は生じていない。逆に支給決定 通知の枚数が増えること「意見もあろうが、 小さいフォントで適密に配置した支給決定通 知を発生して受給者から「通知が読めない」 との不満が申し立てられるリスクとの比較で は、適度な余裕と大きなフォント、わかりや すい文言と配置の通知書をターゲットにする べきだと考える。
横浜市	20	44-一時扶助決定 調書	変更年月日	その他	変更年月日と認定年月日の違いが不明。	・2つの項目の運用時の違いが判らないので教えていただきたい。	意見のとおり	実装あり		質問への回答	・変更年月日は一時扶助決定処理を行った日付を想定して おります。 ・認定年月日は、一時扶助決定処理を行う対象の保護支 給年月日を想定しています。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
新宿区	1	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	生活扶助費の最終的な合計額を表示してほしい	生活扶助額のトータルがいくらかわからないと視認性が下がる。	「第一類費計」から「期末一時扶助計」の各欄の幅を削って、生活扶助費の合計額を記載する欄を作る。(数字を入れるだけなら、各項目についてこれほど広い幅は必要ないと思います。)	実装あり		意見を反映しない	・生活扶助費の合計額は扶助額決定欄に記載があるため、意見を反映していません。
新宿区	2	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	「在宅ノ入院・施設」の際に、「収容先」入院日「退院日」を追加してほしい。	「収容先」や入院退院日の記載がないと、視認性が下がる。また、入院日の入力があり、退院日の入力がないと宛名用紙は入院先となる等、他の手動と連動しているため、適切に登録されているか確認する必要がある。	全体的に上方向にレイアウトをずらし、「最低生活費認定欄」と「収入認定内訳欄」の間にスペースを作って、左記項目を追加するスペースを確保する。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、「収容先」入院日「退院日」の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
新宿区	3	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	「加算認定額」で記入される数字の上に、終了年月が設定されている加算については、終了年月を記入してほしい。	精神手帳に基づく障害者加算の場合、終了月を設定することで誤支給を防止する措置を取っている。加算の終了月が表示されない点、審査段階で判断することが出来る。誤支給の原因となる。	左記のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、加算の終了年月の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
新宿区	4	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	教育費の合計を記載してほしい。	合計額の記載がないと視認性が下がる。	「住宅費」に「施設事務費」の間に設けてほしい。他の欄の幅を削る等してスペースを確保する。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、教育費合計額の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横須賀市	5	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	生年月日	現システムに生年月日の記載があり、時々確認することがあるため。	続柄・性別・年齢の下あたり(オプション)	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、生年月日の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横浜市	6	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目修正	Noではなく世帯員番号(員番)に変更していたきたい。	・単なる項番であれば不要であり、番号を入力するのであれば員番でそろえるのが良いと思われる。 ・Noを何を指しているのか(意味のある項番なのか)、帳票詳細要件を見ても読み取れない。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・Noについては、通し番号として用意しております。 ・世帯員番号に変更することの必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横浜市	7	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目修正	「教育費」の項目の内容について、「教育扶助」ではなく、「教育費」としているのは高校生業費なども含まれていることか、生業扶助の項目がないことか、教育費の項目にどこまで含む想定なのか不明。もし、生業扶助が含まれているならば、生業扶助欄を追加し、教育費を教育扶助と修正していただきたい。	「教育費」の項目にどこまで含まれるのか不明であり、きちんと定義づけをしていただいた上で必要な項目を追加・修正していただきたい。	意見のとおり	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・教育費については、教育扶助費を想定しております。 ・ご指摘の通り、生業扶助費が記載できるように、一時扶助内訳欄を追加します。	
横浜市	8	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	継続一時扶助を追加してほしい。	・高校生業費などはどこに反映されるのか不明なため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・ご指摘の通り、実務上において確認できることが望ましいと判断したため、生業扶助費が記載できるように、一時扶助内訳欄を追加しました。
横浜市	9	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	実際家賃を追加してほしい。	・実際家賃と認定家賃を併記することで、住宅費の認定情報に誤りがないか確認するため。	意見のとおり	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、実家賃額を記載する欄を追加しました。	
東大阪市	10	50.保護決定調書	実家賃	項目追加	実家賃額の表示がない。	決定調書上で、高額家賃かどうかの確認や、障害GH入居者の補正給付費のチェックの為決定調書上で確認を取っている。	住宅費の上や横に表示して欲しい。	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、実家賃額を記載する欄を追加しました。	
横浜市	11	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	特例加算を追加してほしい。	・標準移行時にはないとの想定なのか、どこかの扶助に含まれているのか判断できないため、項目追加をしないならばどこに含まれるか等明記してほしい。ベンダごとに扱いが変わってしまう恐れがある。	意見のとおり	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、特例加算を記載する欄を追加しました。	
町田市	12	50.保護決定調書	特例加算	項目追加	・特例加算の項目を追加してほしい。	・提示されている欄のどこに計上されるか不明なため。	経過の加算の際に項目を追加する。	あり。	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、特例加算を記載する欄を追加しました。	
横浜市	13	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目追加	調整額を追加してほしい。	・差額調整が必要場合の入力項目が必要なため。(生活扶助や住宅扶助に含めてしまうと差額調整分がいらないのか一見してわかりづらくするため)	意見のとおり	実装あり	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、調整額の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。	
泉大津市	14	50.保護決定調書	第一類額	項目削除	特段必要ないと思われるため見やすくする意味で削除するのはいかがでしょうか	当市で使用している様式では記載がありません		実装なし	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、不要という意見については、自治体独自の運用に基づき意見と判断したため、意見を反映していません。	
東大阪市	15	50.保護決定調書	開始時日割り充当額	項目追加	開始時日割り充当額の表示がない。	決定調書上で確認を取っている。		実装あり	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、開始時日割り充当額の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。	
横須賀市	16	50.保護決定調書	最低生活費認定欄の氏名	項目追加	氏名のフリガナ	読めない氏名があるため。	フリガナ(オプション)氏名(必須)	実装なし	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、フリガナが無い場合においても、法数に支障はないと判断したため、意見を反映していません。	
新宿区	17	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目追加	「終了年月」を示す項目を追加してほしい。	児童手当や児童扶養手当等、年齢到達によって自動的に削除されるものについては、終了月を設定することで、誤支給を防止している。この項目がないと、終了予約を入れているかどうか審査段階で判断できず、誤支給が生じる原因になる。	「収入種別」と「収入金額」の間に、「終了年月」の列を入れる。「特別控除」はいらなくともいいので、それは削除してスペースを作る。	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、認定期限として、項目を追加しました。	
横浜市	18	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目追加	収入認定期限を追加してほしい。	・手当や年金などの認定、変更、削除などがわかるようにすることで、認定漏れを防ぐ必要があるため。	意見のとおり	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、認定期限として、項目を追加しました。	
新宿区	19	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目追加	「認定除外額」を示す項目を追加してほしい。	児童育成手当や心身障害者福祉手当等、一定金額まで収入認定除外としている手当が多く、その旨を表示できないと適正な収入認定の計算ができない。	「その他控除」に「経費等」は一本化できると思われるので、「その他控除」を「認定除外額」とする。	実装あり	意見を反映しない	・認定除外額については、その他控除の項目を使用することを想定しており増した。 ・単一の自治体からの意見であり、事務局の想定する運用において、対応が可能と判断できたため、意見を反映していません。	
横浜市	20	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目削除	特別控除を削除してほしい。	・現在は無い。	意見のとおり	実装あり	レイアウトへ意見を反映済み	・現在は存在しない項目であることが、複数の自治体からの意見で確認できたため、項目を削除いたします。	
東大阪市	21	50.保護決定調書	特別控除	項目削除	特別控除は不要です。	現在は無い控除。		実装なし	レイアウトへ意見を反映済み	・現在は存在しない項目であることが、複数の自治体からの意見で確認できたため、項目を削除いたします。	
横須賀市	22	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目追加	収入認定内訳欄について、賞与収入を分割認定する場合がありますので、分割月数分かるようにしてほしい。	収入認定内訳欄について、賞与収入を分割認定する場合があります。	収入金額の右隣に収入の認定月数を記載する(一括認定する場合は空欄にし、2回以上で分割認定する場合のみ、分割の月数を記載する。)(オプション)	実装あり	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、賞与収入を分割認定する運用が共通の運用であることが把握できないため、意見を反映していません。	
横浜市	23	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目修正	Noではなく世帯員番号(員番)に変更していたきたい。	・単なる項番であれば不要であり、番号を入力するのであれば員番でそろえるのが良いと思われる。 ・Noを何を指しているのか(意味のある項番なのか)、帳票詳細要件を見ても読み取れない。	意見のとおり	実装あり	意見を反映しない	・Noについては、通し番号として用意しております。 ・世帯員番号に変更することの必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。	
東大阪市	24	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目修正	収入認定額 合計収入充当額 合計	既存のシステムベンダの参考帳票でも使用されている通り、収入認定額から各種控除を行った上での金額を記載する場合には、収入充当額と表記している事が多いため、項目名の変更してはどうか。	控除後金額の項目名を収入充当額に変更する。	実装あり。	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、収入充当額という用語は全てのベンダにおいて使用されているものではないことから、変更における必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。	

横須賀市	25	50.保護決定調書	一時扶助内訳欄	項目追加	一時扶助内訳欄を追加してほしい。	現システムに一時扶助内訳欄があり、決裁時のチェック等で見ることが多かった。	扶助額決定欄の上に一時扶助内訳欄を7枠追加(オプション)	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったこと、実務上において必要であると判断したため、一時扶助決定調書で決定した、扶助の種類と金額が表示される欄を追加しました。
新宿区	26	50.保護決定調書	扶助額決定欄	項目追加	「一時扶助」の欄を設けてほしい。	「更新料の計上」「医療移送費の計上」「おむつ代の計上」といったように、一時扶助の計上が変更処理の中でも極めて多い。「一時扶助」項目を設けて、どの費目を何件いくら計上したかの確認ができないと、適正な処理が行われたかの確認が出来ず、支給事故の原因となる。「生活扶助費」についていくら支給するという形では確認が不十分	「扶助額決定欄」の右側の空いているスペースに設けてほしい。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったこと、実務上において必要であると判断したため、一時扶助決定調書で決定した、扶助の種類と金額が表示される欄を追加しました。
泉大津市	27	50.保護決定調書	一時扶助を記載している箇所	項目追加	一時扶助がどのような内容なのかかわかるように、扶助の種類は記載できるようにしたほうが良いと思いた			実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったこと、実務上において必要であると判断したため、一時扶助決定調書で決定した、扶助の種類と金額が表示される欄を追加しました。
新宿区	28	50.保護決定調書	支給額内訳欄	項目追加	「支払方法」「過払金充当額」の項目を入れてほしい。	「支払方法が無いと、この支給が臨時支給なのか、翌月の保護費に含むかの確認ができなかった。処理ミスの原因となる。	「支給額」と「支給先」の間に、「支払方法」の列を設けてほしい。「過払金充当額」は「支給額内訳欄」と「代理納付内訳欄」の間の余白に、設定してほしい。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・保護費の定例払い、随時払については支払区分の項目をレイアウトに追加しております。
仙台市	29	50.保護決定調書		項目追加	ペダグOのサンプルのように、「過払い手持手・手計算処理」を表示していただきたい。	起案時、決裁時に、過払いがいくら発生して、どう処理するのか(戻入、収入充当など)を確認する必要があるため。		実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、過払金収入充当額という欄を設けて、充当予定月とその金額が確認できるようにしております。
新宿区	30	50.保護決定調書	支給額内訳欄	項目追加	「過払金分割予定」の欄を設けてほしい。	過払金を収入充当する際、複数月に充当する場合があるが、その欄がない、いくら充当したかの確認ができないと、充当額が適正かどうか審査段階で判断できず、その後被保護者とのトラブルが生じかねない。	「過払金充当額」(この項目を追加したと仮定)の下に、数か月分の予定が記載できるようにする。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、過払金収入充当額という欄を設けて、充当予定月とその金額が確認できるようにしております。
泉大津市	31	50.保護決定調書	別月の保護費を記載する箇所	項目追加	保護の変更によって発生した過支給分を次月に収入充当したことを表現できる欄が必要で	今回の計算によってどこにどの金額が影響したのか確認するため		実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、過払金収入充当額という欄を設けて、充当予定月とその金額が確認できるようにしております。
仙台市	32	50.保護決定調書		その他	本人支払額を戻入または翌月以降収入充当させる機能を追加していただきたい。	被保護者の理解力の問題等により、左記の取り扱いを行う場合があるため。		実装なし。手計算により対応している。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、過払金収入充当額という欄を設けて、充当予定月とその金額が確認できるようにしております。
東大阪市	33	50.保護決定調書	分割収入充当	項目追加	過支給が生じた場合に、局第10の2の⑧(9)による分割収入充当額を選択し、金額設定した場合の表示がない。	前月分等の分割していた収入充当額内訳が反映されていないため、適切に充当されているか調書を見てもわからないため。決定調書上で確認を取っている。	項目を追加する。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から同様の意見があったことから、過払金収入充当額という欄を設けて、充当予定月とその金額が確認できるようにしております。
新宿区	34	50.保護決定調書	支給額内訳欄	項目追加	「通常月の支給方法」を追加してほしい。	当該支給を随時払とした際、翌月の支払い方法が確認できないと、本来の支給方法が確認できなくなってしまう。	「支払方法」(この項目を追加したと仮定)の右側に「通常支払方法」の欄を設ける。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、通常月の支給方法の項目の追加の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
新宿区	35	50.保護決定調書	支給額内訳欄	その他	「支給先」の内容確認。	「支給先」は、支給先の銀行名・支店名・口座番号・名義人氏名がそれぞれ記載される形であるか?記載されない、世帯主の別口座に支払いを変更した際に確認ができず、支給ミスの原因となる。	「支給先」の枠を拡大して、左記情報を明記できるようにするかどうか?確認を要する。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
町田市	36	50.保護決定調書	支給日、支給方法	項目追加	「支給日、支給方法」の項目を追加してほしい。	支給日、支給方法についても決裁権者が確認するため。	扶助額決定欄の本人支払額の右側に該当の項目を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
横須賀市	37	50.保護決定調書	支給額内訳欄と代理納付内訳欄	項目修正	扶助種類ごとではなく、支給先ごとに修正してほしい。	扶助額決定欄、支給額内訳欄、代理納付内訳欄で重複している項目があるように感じたため。また、被保護者の保護費振込先の口座を記載してほしいと思っており、スペース確保のため。	ペダグOの保護決定調書の一冊下のように表記してほしい。これにより、支給額内訳欄と代理納付内訳欄を網羅するだけでなく、被保護者の保護費振込先の口座も記載される。(必須)	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
柏市	38	50.保護決定調書	支給先	その他	支給先とは支払方法のことでしょうか?	支払方法と口座の確認は不可欠なので、確認できるようにしてほしい。支給先がある枠の扶助ごとの区分けは必要でしょうか?	保護決定調書は、支給方法・支給先を明記する。扶助ごとの区分けは不要。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
横浜市	39	50.保護決定調書	全体	項目追加	支給方法の項目を追加してほしい。(支給方法として、窓口・口座振込・現金送金など、また口座振込の際は、振込先金融機関・支店名・口座番号などの記載も)	保護費の支給方法について項目がなく、支給方法を変更したときはどこで変更がわかるようになるのか不明。	意見のとおり			レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
東大阪市	40	50.保護決定調書	支給年月日	項目追加	一目で支給日が分からない。	支給時期の認識誤りが起こる可能性があるため、決定調書上で確認を取っている。	項目を追加する。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
東大阪市	41	50.保護決定調書	支払区分	項目追加	定例、随時の区別ができない。	支給時期の認識誤りが起こる可能性があるため、決定調書上で確認を取っている。	項目を追加する。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
東大阪市	42	50.保護決定調書	支払方法	項目追加	窓口か口座か分からない。	支給方法の認識誤りが起こる可能性があるため、また、窓口から口座へ変更決定をしても、変更されているかが分からないため。決定調書上で確認を取っている。	項目を追加する。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
東大阪市	43	50.保護決定調書	支給先区分	項目修正	金融機関、支店、口座名義、口座番号等の情報がわからない。	送金先の間違いを防ぐため、決定調書上で確認が取れる方がよい。	世帯支給、代理納付ともに口座情報が分かる形をとってほしい。	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義、支給日を表示する欄を追加しております。
新宿区	44	50.保護決定調書	扶助額決定欄	項目追加	「既支給額」という項目を入れてほしい。	生活基準が変更になった場合等、最低生活費認定額が変動する場合があります。「既支給額」が分からないと、いくら戻入することになるかが分からなくなってしまうため	「扶助額」の右側に「既支給額」という欄を作る。(扶助額決定欄の右側は余白なので、スペース的に問題ないと思えます)	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、既支給額の項目の追加の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
新宿区	45	50.保護決定調書	扶助額決定欄	項目追加	「普通月(翌月)」に関する項目を入れてほしい。具体的には、「普通月の「最低生活費」と「扶助額」の2つの項目を入れてほしい。	生活基準が変更になった場合等、当該月の生活扶助費が満額にならない月があり、本来の基準では1か月分の保護費としてはいくらが正当なのか分からないと、保護費の日割り計算をする際に難儀することとなる。	「既支給額」(この項目を追加したと仮定)の右側に、「普通月(最低生活費)」「普通月(扶助額)」を作成してほしい。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、普通月(翌月)に関する項目の内容及び追加の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
泉大津市	46	50.保護決定調書	代理納付内訳欄	その他	この欄に振込先を記載するなら、本人の保護費の送付先口座もどこかに明記できるようにしたいです。			実装なし		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、本人の保護費の送付先口座の必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
横浜市	47	50.保護決定調書	代理納付内訳欄	項目修正	Noではなく世帯員番号(員番)に変更していただきたい。	・世帯員の種の代理納付を決定しているのか不明。員番にすれば把握可能。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・Noについては、通し番号として用意しております。・世帯員番号に変更することの必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
横浜市	48	50.保護決定調書	代理納付内訳欄	項目追加	市営・県営管理番号欄を追加してほしい。	・横浜市では、公営住宅の代理納付に管理番号を必要としている。代理納付先の誤りがないか確認するため記載していただきたい。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。
横浜市	49	50.保護決定調書	代理納付内訳欄	項目追加	代理納付先の区名を追加してほしい。	・横浜市では、介護保険料の代理納付に賦課区(代理納付先の区名)の設定が必要。生活保護は、住基と実際住んでいる場所が異なる場合もあるため、実施機関の区=賦課区ではないこともあり、介護保険料代理納付の賦課区に誤りがないか確認するため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。

横浜市	50	50.保護決定調書	代理納付内訳欄	項目追加	期限を追加してほしい。	・介護保険料や住宅費の認定、変更、削除などのタイミングをわかるようにすることで、認定漏れを防ぐ必要があるため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、代理納付の期間の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
泉大津市	51	50.保護決定調書	扶助額決定欄	その他	生業扶助はないのでしょうか			実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・ご指摘の通り、生業扶助費が記載できるように、一時扶助内訳欄を追加します。
横浜市	52	50.保護決定調書	全体	項目追加	連続で起案をした時などに、追給、買入の計算過程がわかるようにしていただきたい。(正当額、既決額、追例額)	・追給、買入などの表示方法が不明(支給額内訳欄の支給額が追給分や買入分だけの印字なのか、すべて含めた印字なのか)。変更結果どうなったのかがこのレイアウトでは不明。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、追給や買入の計算過程の把握の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横須賀市	53	50.保護決定調書	変更年月日及び認定年月日	項目追加	支給区分(定例or随時及び該当月)を載せなくて良いのか。	ペンダCには支給区分(定例or随時及び該当月)が載っており、それによって、保護費の追給の日が判断でき、チェックにも役立っているため。	「変更年月日」「認定年月日」の下に記載(オプション)	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・支給区分について、レイアウトに追加をしました。
東大阪市	54	50.保護決定調書	分割収入充当	項目追加	過支給が生じた場合の返還方法表示がない。	決定調書上で確認を取っている。	項目を追加する。本市では、保護開始変更等の理由の右に印字されている。	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、過支給が生じた場合の返還方法の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
東大阪市	55	50.保護決定調書	通知先	項目追加	保護変更決定通知書等の送付先を親族等世帯員以外で設定した場合の送付先氏名、送付先を表示してほしい。	送付先のチェックを決定調書上で行いたい。		実装なし	現在は、決定通知書案を印刷し添付してもら	意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、保護決定通知書等の送付先氏名の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横浜市	56	50.保護決定調書	全体	項目追加	世帯分離の有無を追加してほしい。	・決裁時の確認のため(分離中の者の決定をしていないか等確認するため)。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・単一の自治体からの意見があったことから、世帯分離について、レイアウトに項目を追加しております。
東大阪市	57	50.保護決定調書	世帯分離状況	項目追加	世帯分離者の有無と根拠の表示がない。	決定調書上で確認を取っている。		実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、世帯分離について、レイアウトに項目を追加しております。
町田市	58	50.保護決定調書	電話番号	項目削除	・特に必要ないと思われる。	・保護決定に影響する項目ではないため。			あり。	レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったこと、保護決定に電話番号が不要という意見は妥当と判断したため、意見を反映してあります。
横浜市	59	50.保護決定調書	電話番号	項目削除	電話番号の項目は不要と思われる。	・決定調書上、電話番号の確認は不要と思われるため。	意見のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったこと、保護決定に電話番号が不要という意見は妥当と判断したため、意見を反映してあります。
新宿区	60	50.保護決定調書	一番下の余白	項目追加	「印刷日」「処理日」「收受日」「收受番号」を示す各項目を追加してほしい。	「收受日」「收受番号」が入力されているか審査するために必要(当所では、保護申請書を処理した際、「收受日」及び「收受番号」を決定通知に反映させることになっており、その確認に必要)「印刷日」「処理日」は、適及限度内に処理が為されたか等を確認するために必要。	「支給額内訳欄」の下にある余白に記載	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、「印刷日」「処理日」「收受日」「收受番号」を示す各項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
新宿区	61	50.保護決定調書	一番下の余白	項目追加	「決裁用カスタマーバーコード」に対応する保護決定調書番号を追加してほしい。	例えば、保護決定調書を作成したが誤りに気づいて削除したあと、保護決定調書を処分しなかったため、決定調書が有効なものも削除されたものか不明となってしまった場合に、その決定調書がシステムに残っているのかどうか判断するために、決定調書番号とシステムに残っている調書番号を突合する必要があるためこの項目が必要。	「決裁用カスタマーバーコード」の左側に記載	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、保護決定調書番号の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
仙台市	62	50.保護決定調書	全体	レイアウト	網掛けの濃度は、網掛けとして識別できる程度まで薄くしてほしい。	網掛けの濃度が濃すぎると、トナーの使用量が増大し無用な費用を要する。保護決定調書は相応の枚数を印刷することから、こういった点にも配慮願いたい。		実装なし		意見を反映しない	・自治体固有の意見と判断したため、反映していません。
町田市	63	50.保護決定調書	民生委員	項目追加	・民生委員の項目を追加してほしい。	・新規開始時に民生委員の力も決裁権者が確認しているため。	地区担当名の右側に該当の項目を追加する。	あり。		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、民生委員の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横浜市	64	50.保護決定調書	全体	項目追加	起案者を追加してほしい。	・担当者とは別の職員が起案をすることがあるため、起案者の特定のために必要なため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、起案者項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
横浜市	65	50.保護決定調書	全体	項目追加	起案番号を追加してほしい。	・開始以降の起案番号をとることで、これまでの起案に漏れや不備がないか確認できるようにしておく必要があるため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、起案番号の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
東大阪市	66	50.保護決定調書	決定連番の追加	項目追加	当該世帯にかかる決定毎の連番を印字してほしい。	同日の起案・決裁が複数ある場合や、被保護者からの問い合わせに対応する際など、決定の順序・経過を把握する必要があると考える。これがない場合誤った起案や、誤った説明を行ってしまう危険性がある。(決定調書番号が同じ意味になるか?)	世帯単位の決定毎の連番を印字する。	実装あり。(項目名:決裁番号)		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、決定ごとの連番の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
東大阪市	67	50.保護決定調書	世帯主名のフリガナ	項目追加	世帯主名上部にフリガナを追加できないか。	氏名の読みが困難なこともあり、事務誤りの軽減や効率化を鑑み、フリガナを設けてはどうか。	世帯主名のフリガナを追加する。	実装あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・一時扶助決定調書と保護決定調書においては、共通して世帯主フリガナを追加しております。
東大阪市	68	50.保護決定調書	加算親世帯番号	項目追加	親子の紐づけ№。	母子加算、児童養育加算計上時に紐づけし、決定調書上で確認を取っている。	加算親世帯番号	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、親子の紐づけ№の項目の必要性について判断が出来ないため、意見を反映していません。
新宿区	69	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目修正	「収入種別」欄が狭いので、広くしてほしい。「新規就労控除と20歳未満控除」はあまりない項目なので含ませたいと思う。(もし合併しない場合は、例えば「No」を最低生活費認定欄の「No」と対応させることで、誰の認定項目であるかわかるようにして、「氏名」欄を削るといった方法が考えられる。)	収入種別は長い名称が用いられる場合があり(例:老齢年金生活者支援給付金)、入りきらないと判別が困難になり事務処理効率が落ちるため。	左記のとおり	実装あり	帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映してあります。	
横須賀市	70	50.保護決定調書	収入認定内訳欄	項目追加	枠の追加	就労収入及び不就労収入を合わせると、6枠だけでは足りないことがあるため、10枠は欲しい。	10枠に増加	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映してあります。
泉大津市	71	50.保護決定調書	最低生活費認定欄・収入認定内訳欄	レイアウト	行数が足りない気がしますが増やせるでしょうか。	当市では1行で表記するため5行でも問題はないのですが、今回ご提示いただいたレイアウトは収入種別ごとに行が変わるようなので、行数が足りないのではないかと思います。	行を増やすか1行に複数の収入を記載できるようにする	実装あり		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映してあります。
横浜市	72	50.保護決定調書	最低生活費認定欄	項目修正	日常生活支援住居施設の委託事務費はどこに含まれるでしょうか。	横浜市では、日常生活支援住居施設は事務費であるため、項目名を施設事務費ではなく、事務費という名称にし、委託事務費も事務費の欄に計上して表示するようにしていますが、この調書ではどこに含まれるか不明なため。	意見のとおり	実装あり	質問への回答	質問への回答	・日常生活支援住居施設の委託事務費は、施設事務費に含むものとしてあります。
泉大津市	73	50.保護決定調書	加算	レイアウト	介護保険料も加算に含まれるのではないのでしょうか。児童養育加算と母子加算は「加算額計」の欄に特出して記載されるのでしょうか。加算の記載位置がばらばらになっている気がしており、調書の見方が目が慣れないという問題かと思いますが、自治体同士で見聞聞いてみたい			実装あり	質問への回答	質問への回答	・介護保険料加算については、加算の一種類と認識しております。 ・加算額計には、児童養育加算と母子加算の経過的加算が記載される運用を想定しています。

新宿区	74	50.保護決定調書	扶助額決定欄	その他	高等学校等就学費等の生業扶助項目の支給がある場合は、どこに表示されることになるのか？	「扶助額決定欄」の一時扶助扱いとなるのか？				質問への回答	・一時扶助費は、別帳票の一時扶助決定調書で決裁を行う運用を想定しております。 ・高等学校等就学費等の生業扶助等を含め、決裁された一時扶助費の合計額が、本帳票の扶助額決定欄の一時扶助費に計上される運用を想定しております。
泉大津市	75	50.保護決定調書	支給額内訳欄	その他	支払先の欄はどのような場合に役立つのでしょうか？となりに代理納付内訳欄があるので不要なのではないかと思っただけですが、自治体さんの意見聞きたいです			実装なし		質問への回答	・支給先とは、「世帯口座」もしくは「代理納付先」と想定しております。 ・代理納付の場合は、代理納付内訳欄に代理納付先等が表示される運用を想定しています。
東大阪市	76	50.保護決定調書	決裁欄	その他	決裁欄の数のパラメタ設定はいいかがか。	決裁欄の決裁区分にかかるとパラメタ設定は、役職名を自由に設定できる意味か。決裁欄の数は固定なのか。	決裁欄・決裁区分の名称ともにパラメタ設定できる。	実装あり。		質問への回答	・決裁欄の役職名を自由に設定できることを想定しています。 ・決裁欄の数は固定で想定しています。
東大阪市	77	50.保護決定調書	項目の意味	その他	変更年月日、認定年月日はそれぞれどういった日付を管理しているものか。	変更年月日、認定年月日はそれぞれどういった日付を管理しているものか。	無し	いつ付の決定かは、「決定年月日」という日付で管理している。		質問への回答	・変更年月日は保護決定処理を行った日付を想定しております。 ・認定年月日は、保護決定処理を行う対象の保護支給年月日を想定しています。
横浜市	78	50.保護決定調書	変更年月日	その他	変更年月日と認定年月日の違いが不明。	・2つの項目の運用時の違いが判らないので教えていただきたい。	意見とおおり	実装あり		質問への回答	・変更年月日は保護決定処理を行った日付を想定しております。 ・認定年月日は、保護決定処理を行う対象の保護支給年月日を想定しています。
泉大津市	79	50.保護決定調書	変更年月日	その他	認定年月日との使い分けがよくわかりません			実装なし		質問への回答	・変更年月日は保護決定処理を行った日付を想定しております。 ・認定年月日は、保護決定処理を行う対象の保護支給年月日を想定しています。
横須賀市	80	50.保護決定調書	変更年月日及び認定年月日	項目修正	「変更年月日」と「認定年月日」の違いは何か。(ペンダロに記載のある「決定年月日」との違いは。)	決定年月日ではないかと思っただけ。	「変更年月日」及び「認定年月日」→「決定年月日」にまとめる。(必須)	実装あり		質問への回答	・変更年月日は保護決定処理を行った日付を想定しております。 ・認定年月日は、保護決定処理を行う対象の保護支給年月日を想定しています。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
横浜市	1	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	生業費を追加してほしい。	・要否判定に利用するため。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横浜市	2	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	出産費を追加してほしい。	・要否判定に利用するため。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横浜市	3	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	期末一時を追加してほしい。	・要否判定に利用するため。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横浜市	4	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	葬祭費を追加してほしい。	・要否判定に利用するため。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横須賀市	5	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	一時扶助を追加してほしい。	・要否判定に利用するため(被服、移送、おむつ、敷金、更新料、住宅維持費など)	意見のとおり	実装なし		意見を反映しない	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
町田市	6	55.要否判定調書	複数	項目追加	・被服費(おむつ代)や移送費、20歳未満控除等、必要項目が複数漏れていると思われます。 東京都生活保護運用事例集(問8-1)及び(都民健康保険料)の項目を記載してください。			あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横須賀市	7	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目追加	最低生活費認定欄に記載された項目以外でフリー入力できる枠を設けてもらい、最低生活費合計額に加えられる仕様にしてほしい。	おむつ代、通院移送費、高等学校等就学費、介護施設食費、入院食費、入院居住費等を最低生活費に含める場合があるため。	「第一類額計」の列の上にフリー入力できる枠を12枠設ける。(オプション)	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・要否判定において用いる項目に一部不足があることが分かりましたので、「その他認定費用」の枠を追加しております。
横浜市	8	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	項目修正	教育費の修正	・生業扶助の項目がないこともあり、「教育費」の項目にどこまで含む想定なのか不明。レイアウトだけ見ると自治体により捉え方が変わる可能性がある。またベンダによって入力箇所の解釈が異なる可能性もある。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・教育費は、小中学校の義務教育を受ける者の教育費を想定しており、高校生における高等学校等就学費とは異なるものとしております。 ・生業扶助を入力するために、「その他認定費用」の枠を追加しております。
町田市	9	55.要否判定調書	特例加算	項目追加	・特例加算の項目を追加してほしい。	・提示されている案のどこに計上されるか不明瞭なため。	経過的加算の欄に項目を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を反映済み	・特例加算については、保護決定調書においても意見があったことから、最低生活費の認定において必要なものと判断し、項目を追加しております。
横須賀市	10	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	その他	国民健康保険料、介護保険料、医療費、介護費の金額は、手入力できるか。また、上記以外の項目は自動で入力されるのか。	そのほうが使い勝手がいいため。	国民健康保険料、介護保険料、医療費、介護費の金額は、手入力できる。その他の項目は自動で入力される。	実装なし		意見を反映しない	・項目の入力方法については、標準仕様書で定めのない方針です。入力方法については、自治体とベンダ間の調整を想定しております。
横浜市	11	55.要否判定調書	収入認定内訳欄	項目修正	基礎控除名の修正	・要否判定の際には「勤労に伴う必要経費として定める額(別表2)」など、基礎控除と分けないと通常の収入認定時の基礎控除と混同する恐れがある。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・ご指摘の通り、記載を「要否判定に用いる控除額」変更します
新宿区	12	55.要否判定調書	収入認定内訳欄	項目修正	「基礎控除」ではなく、「要否判定に用いる控除額」ではないか	程度決定に用いる控除額と要否判定に関する控除額では金額が違うため。	左記のとおり	実装あり		レイアウトへ意見を反映済み	・ご指摘の通り、記載を「要否判定に用いる控除額」変更します
横浜市	13	55.要否判定調書	収入認定内訳欄	項目追加	控除に関する項目を追加してほしい。	新規就労者控除、20歳未満控除、その他控除(不安定就労控除、貸付金の償還金控除等)などの控除も計上できる欄も必要と思われる。	意見のとおり	実装なし		レイアウトへ意見を反映済み	・ご指摘の通り、新規就労者控除、20歳未満控除、その他控除の欄を追加します
東大阪市	14	55.要否判定調書	収入認定内訳欄	項目修正	収入認定額 合計-収入充当額 合計	既存のシステムベンダの参考帳票でも使用されている通り、収入認定額から各種控除を行った上で金額を記載する場合に、収入充当額と表記している事が多いため、項目名の変更を希望する。	控除後金額の項目名を収入充当額に変更する。	実装あり。		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、収入充当額という用語は全てのベンダにおいて使用されているものではないことから、変更における必要性について判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
新宿区	15	55.要否判定調書	決裁欄	項目削除	決裁欄は不要ではないか?	当所では、保護の要否を判定する際の検証資料として運用しているため。	左記のとおり			意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、決裁欄が不要という意見は、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。
町田市	16	55.要否判定調書	手持金、預貯金	項目追加	・手持金、預貯金の項目を追加してほしい。	手持金、預貯金が要否判定に影響するため。	収入認定欄の下に該当の項目を追加する。	あり。		帳票詳細要件へ意見を反映済み	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
横須賀市	17	55.要否判定調書	収入認定内訳欄	項目追加	枠の追加	就労収入及び不労収入を合わせると、6枠だけでは足りないことがあるため、10枠は欲しい。	10枠に増加	実装なし		帳票詳細要件へ意見	・帳票詳細要件において意見を反映しております。
新宿区	18	55.要否判定調書	最低生活費認定欄	その他	75歳以上になると後期高齢者医療保険となるが、その場合も「国民健康保険料」に記載する形であるか?					質問への回答	・後期高齢者医療保険も「国民健康保険料」の欄に含めて記載する予定です。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行 システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
町田市	1	60 生活扶助基準 額計算根拠調書	特例加算	項目追加	・特例加算の項目を追加してほしい。	・提示されている案のどこに計上されるか不明瞭なため。	経過的加算の隣に項目を追加する。	あり。		レイアウトへ意見を 反映済み	・特例加算については、保護決定調書においても意見が あったことから、最低生活費の認定において必要なものと 判断し、項目を追加しております。
新宿区	2	60 生活扶助基準 額計算根拠調書	基準額欄	その他	・基準額が改定された際、「生活扶助基準額認 定欄」の基準額は自動的に反映されるのか？					質問への回答	・基準額が改定された際においては、「生活扶助基準額認 定欄」の基準額は、各ベンダの運用保守の範囲内で修正 対応されることを想定しております。
横須賀市	3	60 生活扶助基準 額計算根拠調書	第二類費	その他	【質問】第二類は世帯で計上されるが、世帯主 に金額が記載される認識でよいか。	—	—	実装なし		質問への回答	・ご認識の通りです。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行 システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
横浜市	1	61_被保護世帯票	民生委員	項目削除	民生委員の項目は不要と思われる。	・開示請求の際に開示対象となることや、民生委員も定期的に変更があるが、都度世帯票を更新することがないため、古い情報として残ってしまうため。	意見のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、民生委員の項目が不要という意見は、自治体独自の運用と判断したため、意見を反映しておりません。
新宿区	2	61_被保護世帯票	世帯員記載欄	項目修正	現時点で保護受給していない世帯員については、自動的に下部の方に移動する等して、現在保護を受けている世帯員が誰か明瞭になるようにしてほしい。あるいは、表の下半分を「受給対象外者」等と分けたうえで、現在保護受給をしていない人を列記していく形にしてほしい。	現在保護を受けている人かどうかは、「減員年月日」の入力の有無で判断はつくが、減員年月日が入っている人と入っていない人が混在している、誰が保護を受けているかの判定がしにくく視認性が下がる。	左記のとおり	実装あり		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、視認性においては特段影響がないと判断したため、意見を反映しておりません。
泉大津市	3	61_被保護世帯票	廃止年月日	項目削除	本市では、保護開始となった際に民生委員に送付しますので廃止日は不要な気がしますが、一方でペナダは保護台帳となっていて、これはまた違う使い方をする帳票として存在しているのでどのような用途を想定しているのかが気になりました。用途によっては、廃止日は不要かと思えます。			実装なし		意見を反映しない	・単一の自治体からの意見であり、保護廃止年月日の項目が不要であることの判断が出来ないため、意見を反映しておりません。
東大阪市	4	61_被保護世帯票	使用用途の確認	実装区分変更	検討のテーブルにのせる必要があるのは、保護台帳ではないか。保護台帳と世帯票が混在しているのではないか。	当市の使用するシステムでは保護台帳と世帯票は別のものとして備えており、運用上、世帯票は使用していない。ケースファイルの顔として移管などでも送付しているのは保護台帳であり、保護台帳として議論・検討が必要なのであれば再調整が必要だと考える。	保護台帳としての検討。	保護台帳、世帯票ともに実装あり。		質問への回答	・移管の際に保護台帳を使用することは、自治体独自の運用と判断しました。

自治体名	意見No.	①帳票名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥解釈案・代替案 (修正後の要件文案)	⑦貴自治体における現行システムでの実装有無	⑧備考	事務局対応	事務局の見解
新宿区	1	179. 援助方針記録票	問題点	項目修正	「問題点」→「課題」に変更してほしい	開示請求の際に、「問題点」という記載だとトラブルになることが想定されるため。	左記のとおり			レアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、「問題点」という記載を「課題」に変更しました。
横浜市	2	179. 援助方針記録票	問題点	項目修正	留意事項などに変更した方がよい。	・開示請求の際に開示対象となることから、「問題点」という表記は改めた方がよい。	意見のとおり	実装あり		レアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、「問題点」という記載を「課題」に変更しました。
新宿区	3	179. 援助方針記録票	援助方針	項目修正	「援助方針」は、短期援助方針と中長期援助方針に欄を分けてほしい。	援助方針は、別冊問答集(問12-1)において、短期と中長期に分けて記載することが明示されており、欄が分かれていた方が視認性が上がるため。	援助方針を「短期援助方針」「中長期援助方針」に分割する。			レアウトへ意見を反映済み	・実務上において必要があると判断したため、世帯員ごとに短期援助方針、中長期援助方針が記載できるように欄を追加しました。
新宿区	4	179. 援助方針記録票	援助方針	項目修正	世帯員ごとに援助方針の記載欄を分けてほしい	援助方針は、別冊問答集(問12-1)において、短期と中長期に分けて記載することが明示されており、欄が分かれていた方が視認性が上がるため。	左記のとおり			レアウトへ意見を反映済み	・実務上において必要があると判断したため、世帯員ごとに短期援助方針、中長期援助方針が記載できるように欄を追加しました。
新宿区	5	179. 援助方針記録票	世帯の概況	項目追加	「世帯の概況」等の形で世帯の概況についてある程度記載できる欄がほしい。	当所では、援助方針は、CWが当該世帯の概況を把握するためにも用いられており、「世帯の概況」⇒「問題点」⇒「援助方針」の流れとすれば、CWが今後支援していくべき方向が理解できるようになるため。	「世帯主」と「問題点」の間に「世帯の概況」の欄を作る。(余白がかなりあるため、スペース的には問題ないと思われます。)			レアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、世帯の概況に加えて、世帯員ごとの概況を記載できる欄を追加しました。
町田市	6	179. 援助方針記録票	枚数	項目追加	・援助方針に世帯のほぼすべての情報が表示されるようにしてほしい。	・援助方針を見ながら家庭訪問や面談を行います。現在提示されている案では、世帯員もわからず、世帯員ごとの概要や援助方針もわかりません。	当市サンプルを提供しますので、ご再考願います。	あり。	援助方針で世帯概要まで表示できると一枚の帳票で済むため非常に利便性が高いと感じている一方で、現システムでは援助方針入力画面に世帯概要欄があるため、世帯台帳や資産活用画面で入力した内容と同じものをこちらでも入力することが手間であると感じていることも事実である。できれば世帯台帳等で入力した内容を援助方針帳票に反映して印字してもらえたらありがたい。	レアウトへ意見を反映済み	・複数の自治体から意見があったことから、世帯の概況に加えて、世帯員ごとの概況を記載できる欄を追加しました。
三鷹市	7	179. 援助方針記録票	その他	その他	事務局案で了承だが、サンプルのレアウトに新鮮な思いを抱いたのでコメントします。	現状では、ほぼ全ての帳票を紙媒体に転換(印刷)して、世帯台帳という歴史書の編纂・製本を行うが如き作業が事務所の業務となっていることから、援助方針についても、14ケース記録の束の一頁として挿入される概念で運用を図っている。事務局案も、サンプルの一つもその運用に適したレアウトである。 しかし、もう一つのサンプルは縦方向に援助方針の変遷が縦覧できる形式と受け止めることができ、台帳や決裁が電子化された現在、援助方針のみが時系列でその変遷を一目瞭然に配置することで、現在の援助方針が適正か？なぜこの方針策定に至ったか？が焦点化されてユーザーに可視化されるものであり、近視眼的・対症療法的に扶助概算を行う作業とは別に、当該世帯に対して、何を課題と認めて、どのような思いを抱き、いかにかわかってきたかが、年表のように俯瞰できる可能性を感じた。素晴らしい様式サンプルである。	毎年の援助方針策定、適宜適切な援助方針の見直しという意思決定作業にかかわる決裁はケース記録内の記載に委ね、文書のテンプレ化によって事務の効率化向上を図ることも可能である。 ぜひ、今後、DX推進の潮流の中で、人が人にかかわる稀有な仕事であることへのシステムからの支援として、当該世帯を人生そのもの(時間の流れとそこに何がされてゆく人々の思いと行動)を無味乾燥な紙の画面に生き生きとした形でユーザーに示すことを目指して頂きたい。 事務処理や計算は作業であり、業務使命は人の人生に介入することなのだから、その本質をベンチャー様から若い職業ワーカーに業務の原点として示せる好事例として横展開していただきたい。素晴らしい帳票だと思います。	実装	管理職をしています。毎年1回、時期が来ると何千件というA4ペライチ形式の援助方針記録票を束にして一括決裁として押印しています。臆縮炎になりそうです。正直、丁寧に一人ひとりを見て見ることなどできません。しかし、ケースワーカーは管理職とは違います。一人ひとりを個として見なければならぬのです。そうした時に世帯台帳に記載された生活歴・成育歴や、親族関係のジェノグラムから個人として識別していく欲ですが、受給歴が長い世帯ほど個としての人ではなく、蓄積されたデータと見てしまいうリスクが高いです。だからこそ、援助方針の縦覧によりその世帯の生活保護受給期間中の歴史を見て、その世帯の人としてかわかってもらう権利の復権をシステムにも支援していただきたい。たかが帳票、されど毎日向き合う大切な相棒でもある帳票です。法令も制度運用も業務効率も大切ですが、利権おまじな法の理念に思いが至る仕掛けも込みながら議論して頂きたいと切に願います。		

自治体名	年度	①制度名称	②該当箇所	③意見のカテゴリ	④ご意見等内容	⑤ご意見等の理由・経緯	⑥情報系・IT普及 (普及率の現状/課題)	⑦貴自治体における先行 システムでの実施有無	⑧備考	⑨事務局対応	⑩事務局の覚悟
仙台市	1	13.歳時記録簿	全体	その他	生活情報事務管理システムでは、必須とされている項目を管理できず良いという認識で良いか。	管理記録簿は監査対象となるが、急務対応等一部の管理項目がオプションとされている。監査対象の項目とシステム上の必須項目に相違がある場合、システム上で管理できない項目をシステム上で管理する必要があり、業務負担の増加が見込まれるため。	監査項目とシステム上の必須項目を精査し、監査対象とする項目を必須項目とする。	介護保険における先行システムでの実施有無 実施あり		歳時記録簿へ意見を反映済み *歳時記録簿において意見を反映しております。	*歳時記録簿は全て必須に変更しております。 *歳時記録簿において意見を反映しております。
泉大津市	2	13.歳時記録簿	56申請変更	印字編集の修正	*不明という意見ではなく、「その他」という項目の修正したほうがよいとのご意見を頂戴しました。	不明でいいのかな、というご意見がなされるような気がしますが、本来の趣旨は「個人」の選択でいいのかなと考えています。		削除するか表記を変更する	実施あり	歳時記録簿へ意見を反映済み	歳時記録簿において意見を反映しております。
横浜市	3	13.歳時記録簿	13歳時記録簿	その他	*印刷内容のレイアウトおよび行幅と比べて、レイアウトの修正が難しいというご意見を頂戴いたしました。	他の項目では記載できない情報に集約するための内容を記入するにはレイアウトの修正が難しいため。		実施あり	歳時記録簿へ意見を反映済み	歳時記録簿において意見を反映しております。	
横浜市	4	13.歳時記録簿	53 交付書類	印字編集の追加	届出するものを、各自治体において設定可能なシステムが少なく、印刷設定が行えるようにしたいと考えています。	自治体の運用により交付している資料や、名称などが異なる場合があるためと想定されるため。		意見のとおり	実施あり	歳時記録簿へ意見を反映済み	歳時記録簿において意見を反映しております。
仙台市	5	64-一時扶助決定調書	28支給先	印字編集の追加	支給先ごとの住所や電話番号、口座番号を印刷していただきたい。	保護費の振込先を印字するため、システム上で登録された支給先登録資料等に紐づけされている振込先が一致していることを第三者から見ても分かるようにする必要があるため。		実施あり	歳時記録簿へ意見を反映済み	レイアウトへ意見を反映済み	レイアウトにおいて、支給先を確認するための項目を追加しております。
仙台市	6	50.保護決定調書	58収入種別	印字編集の追加	*保護収入(児童)といった項目を追加していただきたい。	*その他ではなく、児童収入の項目であることがわかるような項目が必要。		実施あり	レイアウトへ意見を反映済み	歳時記録簿へ意見を反映済み	福祉収入(児童、児童)が確認できる欄を追加しております。
仙台市	7	55.要否判定調書	29国民健康保険料	その他	国民健康保険料について、国民健康保険システムとの連携、自動入力できるようなシステムにしたい。	本市では要否判定を行う際、判定の都度国民健康保険料計算に連携して計算結果を確認しており、自動入力されるようなシステム構築が難しいと想定されるため。		実施なし	歳時記録簿へ意見を反映済み	レイアウトへ意見を反映済み	*国民健康保険システムとの自動連携については、ヘンダのシステム連携方針に照準するものと認識しておりますので、意見を反映しております。
泉大津市	8	13.歳時記録簿	51制度の説明?	その他	認定者が入る認定になっていますが、ここに申請しおける申請書の記載が分かるのでしょうか?もしくは交付書類の欄に保護のしおりが添付されるのでしょうか?	しおりを添付したかの記載が必要なので、どこに記載されるかを確認させていただきます。		実施あり	質問への回答	*保護のしおりについては、制度の説明において対応する想定です。	
仙台市	9	50.保護決定調書	16ケース格付	その他	ケース格付(A)~(F)について、それぞれの格付の判断基準等を全国的に統一されるという認識でいいか?	本市では判断格付を「A」~「F」としているように、自治体によって判断格付の運用に差異がある。			質問への回答	格付けの基準と表記が各自治体で異なるということを知りて認識いたしました。 *自治体間における、運用の差異を印字編集条件で対応できるように修正します。	
横浜市	10			その他	本日の会議で決まらず、詳細内容からその項目が分かっていないため、詳細に記載していただきたい。	例えば、保護決定調書について、保護に記録されている教育費は何を指しているのかで異なる項目があるが、教育費は教育扶助、高校生は生活扶助でそれぞれ変動しているが、教育費は教育扶助のことを指しているか、高校生は生活扶助を指しているのか取り敢えず、同じ金額のものを記載できているのか分からないところにご留意していただければと思います。			質問への回答	*印字編集条件については、現状の記載で十分であると想定しております。	